

## 2023年度研究者交流支援制度（Researcher Mobility Grant） 報告書

経営学部専任准教授  
加藤友佳

- ・招聘研究員 Dr. Kim Kyoungdok
- ・招聘期間 2023年8月3日～8月9日

2023年度研究者交流支援制度に採択され、東国大学兼任教授で、韓国個人情報研究院研究委員の Dr. Kim Kyoungdok を、明治大学招聘研究員としてお招聘し、明治大学グローバルフロントグローバルホールを会場として「社会の変化と税制―日韓比較の視点から」をテーマにシンポジウムを開催して第一報告者としてご報告をお願いし、ディスカッションにも参加していただいた。シンポジウムの参加者は、研究者、弁護士、公認会計士、税理士など約 60 名にのぼり、明治大学の学部生および大学院生の約 15 名参加した。

Kim 教授は、日本で博士号を取得しており、これまでも日本と韓国の比較を中心に様々な研究をおこなっていた。そこで、Kim 教授には、日本と韓国で議論となっている投資 vehicle としてのリミテッド・パートナーシップの租税法上の扱いについての報告をお願いした。

報告題材は、韓国最高裁 2012 年 1 月 27 日判決のローンスターファンド事件を中心に、その後の 2013 年立法と 2019 年改正について、韓国法制度の紹介も交えて議論を行った。リミテッド・パートナーシップについては、日本でもアメリカやケイマン、バミューダで設立されたパートナーシップが投資 vehicle として用いられており、これらを日本の租税法上の法人としてみるか否かが争われていたが、最高裁平成 27 年 7 月 17 日判決においてアメリカデラウェア州リミテッド・パートナーシップが法人であると判断された。しかしその後、国税庁が海外向けに英文で、パススルー事業体として取り扱うことを否定しないことをウェブサイトで公表したうえ、デラウェア州以外のリミテッド・パートナーシップがその後も租税スキームで用いられていることから、既存の法制度を前提とした解釈論に基づく判断には課題が残る。

このような日本の状況に対し、韓国ではアメリカデラウェア州で設立されたリミテッド・パートナーシップを投資 vehicle として用いた租税回避スキームに対して、日本と同様に法人と判断した後に、外国の事業体を法人と判断するための要素を立法化することによって対応した。さらにその後、デラウェア州のリミテッド・パートナーシップとは性質の異なるケイマン特例リミテッド・パートナーシップにも対応すべく、上記法令を改正することによって、より事業体の実体に即した判断ができかつ納税者の予測可能性が確保できるようになっている。

これらの法改正に関わる経緯は、共通の問題を抱えている日本租税法においても示唆に富むものである。Kim 教授からは、韓国の法改正の迅速だけでなく、リスクについても報告があり、その後のディスカッションにおいてはフロアも交えて議論が重ねられた。

なお、今回の報告については、国際取引法学会の学会誌に掲載される予定である。

